公立大学法人神戸市看護大学事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。 2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第32号

公立大学法人神戸市看護大学事務決裁規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学事務決裁規程 (2021年9月30日規程第33号) の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正公)				
(以正則)	(改正後)				
	<u>附 則</u> 2025年4月1日から旅行士				
	<u>この規程は、2025年4月1日から施行す</u>				
	<u>5.</u>				
即主第9(第9条 第7条明6)					
別表第2(第3条一第7条関係)					
工事請 500 250 1件当					
負(設 万円 万円 たり					
計を含 以下 以下 1,000					
む。)					
以上の					
にあっ					
超える					
to					
立大学					
運営調	運営評				
整会議					
	評議				
5.)					
に付議					

(改正前)					(改正後)					
				と。						
別段に			全て	1件当						
定めが				たり						
ある場				1,000						
合以外				万円						
の契約				(2人						
				以上の						
				者から						
				見積書						
				を徴す						
				ること						
				ができ						
				ない随						
				意契約						
				にあっ						
				ては,						
				500万						
				円)を						
				超える						
				もの						
				は, <u>会</u>						
				議に付						評議会
				議する						
				こと。						